

検査又は調査の結果(平成26年度)

検査等年月日	鉱山名	鉱種	操業状態	検査等内容	結果	措置内容
4月10日 ～4月11日	常豊堂ヶ沢	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 保安規程の遵守(フォークリフトによるはい作業の再教育、毎作業後の粉じんの除去・収集等の措置、日本工業規格に適合した防じんマスクの着用および維持管理、捨石・鉱さい又は沈殿物の処理の作業手順の見直し)について指導した。 2. 4トンドンプの荷台後部に、「あおり」を取り付けるよう指導した。
5月15日	長坂	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	適	特になし。
5月16日	宮城石灰岩手	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 保安規程の遵守(措置の実施状況の確認及び内容の評価)について指導した。
5月29日 ～5月30日	新滝根	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、集積場の保守管理状況等について立入検査を行った。	適	特になし。
6月5日	大石田	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 措置の実施状況の確認及び内容の評価について、全項目実施するよう保安規程を変更し、実施するよう指導した。
6月6日	大張	金・銀	廃止	鉱山保安法第39条第1項に基づき、鉱業を実施したことにより生ずる危害及び鉱害を防止するための必要な設備をすることを命ずるか否かについて調査を行った。	適	特になし。
6月11日 ～6月12日	申川	石油・ガス	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 届出済の保安規程の変更部分について、現況調査表として検討した内容が現況調査表に記録されていない部分があったため、記録するよう指導した。 2. 保安規程の遵守(措置の実施状況の確認及び内容の評価の記録)について指導した。 3. 第三集油所水タンク上部の作業等の高所作業については、作業手順書等で保安を確保するための措置が規定されていないものがあるため、現況調査を行い措置を講ずるよう指導した。
6月11日 ～6月12日	湯の台	石油・ガス	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	特になし。
6月16日	小坂	銅	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山の作業場における粉じんの基準適合及び保守管理状況について立入検査を行った。	不適	1. 粉じん濃度の改善について指導した。
6月16日 ～6月17日	小坂	銅	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	適	特になし。
6月17日 ～6月18日	小坂	銅	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づく報告による災害特別検査を行った。	不適	1. 現況調査を実施し、災害の原因を究明するとともに再発防止対策を講ずるよう指導した。
6月23日 ～6月24日	わら口	けい石	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、休閉山時対策措置が適正に実施されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 鉱業法に基づく許可を受けて事業を休止する時の現況調査の記録が認められないため、現況調査の結果を記録するよう指導した。 2. 堆積場の山腹水路に沈積している土砂を浚渫するよう指導した。 3. 堆積場底設暗梁呑口部において、コンクリート水路の継ぎ目から集積物が流出しているので改善するよう指導した。 4. 堆積場非常用排水路呑口部の集水柵の沈積した土砂を浚渫するよう指導した。

検査等年月日	鉱山名	鉱種	操業状態	検査等内容	結果	措置内容
6月23日 ～6月24日	わら口	けい石	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	特になし。
6月23日 ～6月24日	わら口	けい石	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、集積場の保守管理状況等について立入検査を行った。	不適	1. 事業休止する際の現況調査の結果を記録するよう指導した。 2. たい積場の山腹水路内の土砂を浚渫するよう指導した。 3. たい積場のコンクリート水路の継ぎ目から集積物が流出していたので改善を指導した。 4. たい積場の集水桝に沈積している土砂を浚渫するよう指導した。
7月2日 ～7月3日	尻屋	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、集積場の保守管理状況等について立入検査を行った。	適	特になし。
7月4日	八戸石灰	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	特になし。
7月9日	松川石灰	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山の作業場における粉じんの基準適合及び保守管理状況について立入検査を行った。	不適	1. 粉じん濃度の改善について指導した。
7月10日	東鉄松川	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 保安規程の遵守(措置の実施状況の確認及び内容の評価)について指導した。 2. 保安規程の遵守(車両系鉱山機械の精密検査における指摘事項についての修理等の整備)について指導した。
7月14日 ～7月15日	細倉製錬所	鉛製錬	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの鉱煙が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	特になし。
7月14日 ～7月15日	細倉	鉛・亜鉛	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	特になし。
7月15日	巖美石灰	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 保安規程の遵守(バックホーの定期検査及び精密検査)について指導した。 2. 保安規程の遵守(退避及び救護の訓練)について指導した。
7月23日 ～7月24日	東石豊川	石油・ガス	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 保安規程の変更時に現況調査を行うよう指導した。
7月23日 ～7月24日	東石豊川	石油・ガス	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	特になし。
7月23日 ～7月24日	東石豊川	石油・ガス	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、石油坑井の保守管理状況等について立入検査を行った。	不適	1. 不要坑井の廃坑促進について指導した。 2. 当該年度の廃坑実施時期、工事工程を立案するよう指導した。 3. 当該年度に計画した廃坑措置が遅延しないよう、工事の支障となる事象の有無を調査するよう指導した。
7月24日 ～7月25日	黒川	石油・ガス	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	適	特になし。
7月24日 ～7月25日	黒川	石油・ガス	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	特になし。

検査等年月日	鉱山名	鉱種	操業状態	検査等内容	結果	措置内容
7月24日 ～7月25日	黒川	石油・ガス	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、石油坑井の保守管理状況等について立入検査を行った。	不適	1. 不要坑井の廃坑促進について指導した。 2. 当該年度の廃坑実施時期、工事工程を立案するよう指導した。 3. 当該年度に計画した廃坑措置が遅延しないよう、工事の支障となる事象の有無を調査するよう指導した。
8月4日 ～8月6日	尾去沢	銅	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	不適	1. 届出をした工事計画に従って工事が行われていなかったため改善を指導した。
8月4日 ～8月6日	尾去沢	銅	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、集積場の保守管理状況等について立入検査を行った。	不適	1. たい積場の底設暗渠の点検について頻度を定め、その点検結果を保存するよう指導した。 2. たい積場の山腹水路が土圧により変形、破損している箇所を修繕するよう指導した。
8月8日 ～8月9日	尾去沢	銅	休止	排水基準に適合しない廃水を排出したとの事故報告を受け、鉱山保安法第47条第1項に基づき、特別検査を行った。	不適	1. 導水管を外して無処理廃水を河川に排出した行為に至った原因を究明するとともに、その行為を行わずに済んだ対処方法を十分に考え教育するよう指導した。 2. 仮設中和処理施設の電源(発電機)が浸水しないよう対策を講じるよう指導した。
8月14日 ～8月15日 8月21日 ～8月22日	細倉製錬所	鉛製錬	稼行	排水基準に適合しない廃水を排出したとの事故報告を受け、鉱山保安法第47条第1項に基づき、特別検査を行った。	不適	1. 雨水集水ピットからの無処理廃水の溢流・河川排出について、対策を講じるよう指導した。 2. 河川増水時に河川水がポンプ室に取水される構造になっていたのをこれを改善するよう指導した。 3. 大雨に関する緊急対応手順を改善するよう指導した。 4. 雨水集水ピットの揚水ポンプが工事計画届と相違していたので、相違しないよう改善を指導した。
8月18日	板谷	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山の作業場における粉じんの基準適合及び保守管理状況について立入検査を行った。	適	特になし。
8月18日 ～8月19日	板谷	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	適	特になし。
8月19日	飯豊	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山の作業場における粉じんの基準適合及び保守管理状況について立入検査を行った。	適	特になし。
8月19日 ～8月20日	飯豊	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	適	特になし。
8月21日 ～8月22日	滝沢	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 現況調査(節理発達部の崩壊、ベルトコンベアのキャリアローラー及び回転体給油時の巻き込まれ、低所作業時の墜落、伐採作業及び表土除去作業)が不十分なので、これを行うよう指導した。 2. 作業標準書を保安規程に関連付けを行うとともに、作業標準書の内容を鉱山労働者に周知する旨を保安規程に規定するよう指導した。 3. 粉じん教育を実施するとともに、実施した記録の保存期間について見直しを行い、適切に保存するよう指導した。 4. 保安規程の遵守(粉じん発生防止及び飛散防止が必要な作業場における防じんマスクの常時着用)について指導した。 5. 保安規程の遵守(保安パトロールの毎月1回以上の実施)について指導した。 6. 車両系鉱山機械及び自動車の年次点検で問題ありとなり補修を行った箇所について、記録する旨を保安規程に規定し、記録をするよう指導した。
8月21日 ～8月22日	細倉	鉛・亜鉛	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、集積場の保守管理状況等について立入検査を行った。	適	特になし。

検査等年月日	鉱山名	鉱種	操業状態	検査等内容	結果	措置内容
8月26日 ～8月27日	秋田製錬所	亜鉛製錬	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの鉱煙が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	特になし。
8月26日 ～8月27日	秋田製錬所	亜鉛製錬	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	特になし。
9月4日	鳥海	石油・ガス	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	適	特になし。
9月5日	由利原	石油・ガス	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	適	特になし。
9月10日～11日	八戸石灰	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	適	特になし。
9月17日 ～9月18日	温川	銅	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	特になし。
9月18日 ～9月19日	花岡	銅	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	特になし。
9月18日 ～9月19日	花岡	銅	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、集積場の保守管理状況等について立入検査を行った。	適	特になし。
9月18日～9月19日	遠忠馬場	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 保安規程の遵守(ベルトコンベア回転部の防護カバーの設置、破砕機周辺の開口部の足場確保、粉じん発生施設又は飛散箇所への散水の実施)について指導した。 2. 現況調査(振動ふるい脇の階段からの墜落、高所作業手順書、表土除去の作業手順書)を実施し、現況調査結果に応じて見直しを行うよう指導した。 3. 保安規程の遵守(措置の実施状況の確認及び内容の評価)について指導した。 4. ヒヤリハット、その他保安を推進するための活動について、保安規程に規定するよう指導した。 5. 第2プラントが、常時著しく粉じんが発生し、又は飛散する屋内作業場に該当するため、保安規程に規定すると共に、措置を講ずるよう指導した。
9月24日～9月26日	大畑	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	適	特になし。
9月24日～9月26日	尻屋	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 現況調査(はしご、開口部)を行うよう指導した。
10月9日～10月10日	松川石灰	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 現況調査(ベルトコンベア・ボールミルの回転部分、フレコンバックの積み上げ作業・出荷作業、高さ2m以上に設置している巡回通路・作業足場等)を行うよう指導した。
10月27日 ～10月29日	小坂	銅	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの鉱煙が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	不適	1. 粉じん発生施設の作業監督者の解任届の提出を指導した。 2. 附属施設への移行に併せて設置した特定施設について、使用前検査の実施・保存及び使用開始届の提出を指導した。 3. 鉱煙発生施設及び鉱煙処理施設の巡視頻度及び点検項目を定めるとともに点検結果を所管課長、作業監督者が確認するよう指導した。

検査等年月日	鉱山名	鉱種	操業状態	検査等内容	結果	措置内容
10月27日 ～10月29日	小坂	銅	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	特になし。
11月11日	階上青新大理石	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 現況調査(高所作業場からの墜落防止)を行うよう指導した。 2. 粉じん飛散防止のための措置を強化するよう指導した。
11月12日	小久慈	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 保安規程の遵守(機械設備の検査、鉱山道路の管理、車両系鉱山機械の定期検査及び精密検査、措置の実施状況の確認及び内容の評価)について指導した。 2. 場内排水の状況についての現況調査は内容が不十分であるため、保安規程に基づき再度実施するよう指導した。 3. 電気工作物の検査等について、保安規程の内容と現状に不整合が認められるため、保安規程を見直すよう指導した。
11月14日	大久保	けい石	廃止	鉱山保安法第39条第1項に基づき、鉱業を実施したことにより生ずる危害及び鉱害を防止するための必要な設備をすることを命ずるか否かについて調査を行った。	適	特になし。
11月25日 ～11月26日	申川	石油・ガス	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	適	特になし。
12月3日 ～12月4日	大石田	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づく報告による災害特別検査を行った。	不適	1. 現況調査を実施し、災害の原因を究明するとともに再発防止対策を講ずるよう指導した。 2. 選鉱場の巡視・点検について、異常の有無の確認は保安規程に定められているが、その結果の記録について定めていないため、保安規程に定め記録するよう指導した。
12月9日 ～12月10日	細倉製錬所	鉛製錬	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの鉱煙が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	特になし。
12月9日 ～12月10日	細倉	鉛・亜鉛	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	特になし。
12月10日～ 12月11日	大槌	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 新規拡大部への鉱山道路について、こう配が急であるため、技術指針第14章2(2)に定める縦断こう配にするよう指導した。
12月11日～ 12月12日	新浪板	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 施業案変更時は現況調査を行うよう指導した。 2. 現況調査(ふるい機、移動式スクリーン、発破時刻)を行うよう指導した。
12月18日 ～12月19日	申川	石油・ガス	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	特になし。
1月22日～1 月23日	中森	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 保安規程の遵守(措置の実施状況の確認及び内容の評価)について指導した。 2. 現況調査(穿孔作業、高所作業)を行い必要な措置を講じると共に、作業手順を作成するよう指導した。 3. 現況調査で抽出された残留リスクの改善が図られていないため、必要な措置を講ずるよう指導した。 4. 保安規程の遵守(ヒヤリハット報告の実施)について指導した。

検査等年月日	鉱山名	鉱種	操業状態	検査等内容	結果	措置内容
1月22日～1月23日	万太郎	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 保安規程の遵守(措置の実施状況の確認及び内容の評価)について指導した。 2. 現況調査(穿孔作業、高所作業等)を行い必要な措置を講じると共に、作業手順を作成するよう指導した。 3. 現況調査で抽出された残留リスクの改善が図られていないため、必要な措置を講ずるよう指導した。 4. 保安規程の遵守(ヒヤリハット報告の実施)について指導した。
1月23日	万太郎	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山の作業場における粉じんの基準適合及び保守管理状況について立入検査を行った。	適	特になし。
1月28日～1月29日	真野	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 現況調査の結果(施業案申請前、保安規程作成前)を記録するよう指導した。 2. 提出済みの保安規程について、保安委員会の審議の結果を記録するよう指導した。 3. 保安規程に定めなければならない内容(保安委員会の開催頻度、保安を推進するための活動の記録に関する事項、保安教育の記録に関する事項、災害時の退避の方法、罹災者の救護方法)について指導した。 4. 保安規程に定めている巡視・点検について、その実施者、箇所、項目、方法、頻度を明確にするよう指導した。 5. 残壁は、施業案に定めた残壁の規格を維持するよう、現況調査を行い適正な措置を講ずるよう指導した。
1月29日～1月30日	米谷	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 保安規程の遵守(措置の実施状況の確認及び内容の評価)について指導した。 2. 露天採掘場の採掘跡について、施業案の残壁規格を遵守するよう指導した。 3. 施設等の巡視・点検について、その実施者、箇所、項目、方法、頻度及び巡視・点検結果の記録について明確にするよう指導した。 4. 現況調査(土中炉のターボファンへの巡視路の転落危険箇所、土中炉の生石灰抜出口の転落危険箇所)を実施し、適正な措置を講ずるよう指導した。 5. 土中炉のターボファン及びスクラバー入口部に漏煙が認められるため、適正な措置を講ずるよう指導した。
2月25日	大滝根	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山の作業場における粉じんの基準適合及び保守管理状況について立入検査を行った。	適	特になし。
2月25日～2月26日	大滝根	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 現況調査の結果(坑内における落盤、火災等の重大災害発生の場合の事務所への連絡方法、退避方法等の措置)を作業標準に規定しているが、内容が不十分であるため、再度現況調査を行うよう指導した。 2. 人を運搬する施設の使用廃止届、工事計画届の提出について指導した。
2月26日～2月27日	三共常業	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 現況調査(坑内で落盤又は火災等の重大災害発生の場合の退避方法及び事務所への連絡方法、ジョークラッシャー建屋のVプーリー、ベルトコンベア回転部、採掘切羽最深部の有害ガスの人体への影響)を行い、適正な措置を講ずるよう指導した。 2. 施業案変更時の現況調査について指導した。
3月9日～3月10日	象潟	水溶性ガス	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 使用期限が過ぎている消火器の交換について指導した。 2. 坑井敷地周りさく囲の破損部の修復について指導した。
3月9日～3月10日	金浦	水溶性ガス	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 使用期限が過ぎている消火器の交換について指導した。

検査等年月日	鉱山名	鉱種	操業状態	検査等内容	結果	措置内容
3月11日	羽州象潟	水溶性ガス	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保安規程の遵守(措置の実施状況の確認及び内容の評価、保安教育の実施ガスメーターの修理、保安日誌、パイプライン検査簿)について指導した。 2. 保安管理者代理者の選任について指導した。 3. 鉱山労働者代表の変更について指導した。 4. 保安図副本の提出について指導した。 5. 災害月報の提出について指導した。 6. 階段の補修について指導した。
3月20日	板嵐	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	<ol style="list-style-type: none"> 1. 現況調査(露天採掘切羽の崩壊落石)を行い、適正な措置を講ずるよう指導した。 2. 施業案を変更しようとするときは、現況調査を行うよう指導した。 3. 保安委員会の開催頻度について明確にするよう指導した。